

令和5年3月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年3月30日（木）午後1時30分から午後4時45分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	15番	塩原 俊昭
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	橋本 実嗣
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

(2) 推進委員 16人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推4番	梶原 知子
推5番	松田 和久	推6番	赤羽 武史
推7番	平林 哲	推10番	中平 茂
推11番	田中 孝人	推12番	堀内 俊男
推13番	北野 喜八	推14番	山崎 和男
推15番	長崎 作夫	推16番	齋藤 知彦
推17番	中澤 一海	推18番	奈良澤 治

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人 14番 細江 弘光 22番 三村 晴夫
(2) 推進委員 2人 推8番 松下 秀一 推9番 田中 武彦

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第248号～第254号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第206号～第259号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第260号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第261号～第264号）
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第265号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第266号、第267号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 令和4年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第268号）
- イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更……（議案第269号）
- ウ 令和5年度最適化活動の目標の設定等……（議案第270号）

(2) 報告事項

- ア 令和5年度松本市産業振興部（農政関係）予算について
- イ 令和4年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和4年度第4回青年等就農計画の審査結果について
- エ 令和4年度家族経営協定締結状況について
- オ 令和4年度農業者年金加入推進結果について
- カ 令和5年度松本市農業委員会関係予算について
- キ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	局長補佐	中野 由佳
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	保科 黄
		//	事 務 員	田中 瑞恵
		//	任用職員	齋藤 弘子
	農 政 課		課 長	長谷川雅倫
	//		係 長	上條 信之
	//		主 事	中村 愛佳
	耕 地 課		課 長	西村 宏美
		長野県農地中間管理機構中間管理部長		中田 昇
		長野県農地中間管理機構松本事務所参事		古田 豊文

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 16番 河野 徹 委員

18番 齋藤 勝幸 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議長

それでは、議事に入ります。

本日は、農政課長さんと耕地課長さんにお越しいただいておりますので、次第の順番を変更いたしまして、まずその他、農業委員会業務に関する事項の報告事項ア、令和5年度松本市産業振興部（農政関係）予算についてから進めてまいります。

資料の41ページをお開きください。タブレットの方は、かなり後ろに入りますのでよろしくお願ひします。

それでは、農政課、耕地課の順にお二人から新年度予算の特色や主な内容についてご説明をいただきます。

農政課長、長谷川課長。

長谷川（農政課）課長 皆さん、こんにちは。農政課の長谷川です。日頃は大変お世話になっております。

それでは、お時間つくっていただきましたので、令和5年度の農政関係の予算について説明をさせていただきます。

すみませんが、じゃ説明は着席でさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、資料の41ページのまず初めに令和5年度の予算額についてでございますけれども、農林水産業費につきましては、24億1,522万円でございます。前年度に比べまして1億5,052万円の増ということで、一般会計に占める割合は2.4%でございます。

それでは、農政課の主な予算についてご説明いたします。

1の農業費、(2)の農業総務費、上から3つ目の白丸、農畜産物販売促進事業費でございますが、こちら、消費宣伝などの事業の見直しを行いまして、前年度に比べ104万円減の459万円を計上いたしました。本年度からゼロ予算ということで取り組んでおりますふるさと納税返礼品の出品促進ですとか、松本市の公式SNSを使った情報発信など、こういったものに令和5年度もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

2つ下の白丸、農村広場管理費3,219万円でございますが、これは主に岡田地区の芥子坊主農村公園の再整備を行うものでございます。令和5年度はトイレの建て替えを実施することとしております。

その下の白丸、山田地区クライנגルテン整備事業費2,873万円は、新規の事業でございますが、市内で6か所目のクライングルテンを山田地区に整備するためのものでございます。令和5年度は実施設計などを行う

予定となっております。

次に、(3)の農業構造改善事業費、1つ目の白丸、スマート農業推進事業費は、スマート農業の取組を進めていくために、機械、施設などの導入費の一部を補助するもので、予算額を令和4年度の800万円から2,000万円に増額をして実施するものでございます。実は、令和4年度も当初800万円の予算でしたけれども、多くの要望をいただく中で、補正予算を組みまして実施をまいりました。

それでは、1枚おめくりいただきまして、42ページをお願いいたします。

2の農業改良費、(2)園芸費の2つ目の白丸、野菜・果樹・花き振興費のアの施設園芸省エネルギー化支援事業1,504万円は、新規の市の単独事業でございます。温室効果ガスの排出を削減するため、加温設備を設置している施設園芸の省エネルギー資材などの導入を支援するものでございます。事業期間は令和5年度と6年度の2年間を予定しております。

農政課の令和5年度の予算の説明は以上でございますが、先ほど会長からお話のありましたように、農業の課題解決のプラットフォームの構築ということで、これは令和5年度上半期、できるだけ早い段階でコア会議というものを固めていきたいなというふうに考えております。

このプラットフォームにつきましては、農業委員会からの意見書の中にもございましたことの実現ということでございますし、先ほど会長からもお話がありましたとおり、ぜひ農業委員の皆さんにもしっかりと参画をしていただいて、市と農業委員会と、そして学術機関ということで核となる組織をつくってまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

じゃ、西村課長、お願いします。

西村（耕地課）課長 お疲れさまでございます。

それでは、続きまして耕地課関係の令和5年度の予算の関係についてご説明申し上げます。

着座にて失礼します。

会議資料43ページをご覧ください。

3の耕地事業費の(1)の耕地費で、初めの白丸にあります多面的機能支払交付金事業費でございますが、こちら、令和5年度、活動組織を前年の47から50組織ということで、3組織増ということで見込みまして、総額で3億1,800万円を計上しているところでございます。対前年比ということで、897万円ほどの増額となっております。内容等は資料のほうをご確認願います。

あと、その下の白丸になりますけれども、県営土地改良事業費につきましては、これは県が実施します老朽化した農業用排水路等の施設改修事業の費用の一部を市が負担するものでございます。

アのかんがい排水事業につきましては、新村堰や梓川右岸の用水路の補修

等で、総額2,915万5,000円を計上し、イの畑地帯総合整備事業では、中信平右岸地区につきまして、かんがい施設や上水路整備に407万9,000円、またウの農村地域防災・減災事業につきましては、今村堰頭首工等整備の関係で173万6,000円を計上しているところでございます。

ここにお示しはしておりませんが、このほかに土地改良区等がございます農業用排水路の補修等に対する市の単独補助事業などにつきましても、例年と同規模の予算計上をしておりますので、まずはこちらのほうにご相談いただきまして、ご利用いただけることとなります。

耕地課の関係は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいまお二人の課長からそれぞれご説明をいただきましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆さんも含めまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

じゃ、それぞれ何かありましたら、その都度また気軽に行っていいということですので、何か疑問点等ありましたら、また気軽にお二課長のほうへお出かけを願います。

じゃ、この報告につきましては、ご承知おきをお願いいたします。

産業振興部と共に農業振興にまた取り組んでいきたいと思っておりますので、またよろしくをお願いいたします。

それでは、次第の農地に関する事項から議事を進めてまいります。

まず、議案第248号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日は三村委員が欠席ですので、249号も併せて上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

別冊資料の表紙後段に農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要件とする件、議案第268号がありますが、これは今月から新たに加わった審議案件になります。これにつきましては、2部で説明いたしますので、ご承知願います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をいただきます。

田中事務員。

田中事務員

農業委員会事務局の田中とさせていただきます。よろしく申し上げます。

今月の新規就農者について説明いたしますので、資料の表紙の裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は、個人が2名と法人が1団体です。

まず、1番、〇〇〇〇さん、住所地は大手1丁目、農地所在地は神林地区、

2筆、9.29アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする農業で、野菜を栽培されるということです。農業従事者はご本人のみです。議案は3ページの50番に該当いたします。署名は旧市の小林農業委員及び神林地区の塩原農業委員にいただいております。

続けて、2番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在ともに寿地区、1筆、27.69アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は白ネギとパプリカなどの野菜というふうに伺っております。出荷先はJA、また直売所を予定されていまして、販売量はネギで2,500ケース、パプリカ700個ほどを予定しています。販売額はネギで250万円、またパプリカ40万円とのこと。農業従事者はご本人とご家族のお二方です。今後ほかの農家さんから技術と知識を習得されていく予定です。借り入れた農地は0.5キロメートル、自動車ですら3分ほどかかりますが、今後は経営規模の拡大を希望されております。議案は22ページ、39番に該当いたします。こちらの署名は寿地区、河西農業委員及び赤羽推進委員にいただいております。

最後に、3番、〇〇〇〇さんですけれども、こちらは先ほど田中会長より説明ありましたが、第2部にて説明と採決をしていただく議案になりますが、新規就農者の説明はこの場でさせていただきます。

住所地は島内、農地所在地は島内及び島立地区、12筆、373.38アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は水稲と伺っております。出荷先はJA、また個人での販売を予定されていまして、販売額として700万円ほど見込んでいらっしゃいます。主な農業従事者はお二人です。農業経験は、これまで40年ほど島内、島立両地区で水稲と小麦の栽培をされておりますけれども、今後もJAから技術を習得されるようです。借り入れた農地へは事業所から約5キロ、自動車ですら15分くらいかかるということですけれども、こちらやはり経営規模を拡大したいというふうに希望されております。議案は30ページの10から21番に該当いたします。署名は島内地区の河野農業委員及び島立地区の濱農業委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の農業委員の方から補足説明をお願いするわけですが、塩原委員、いいですか。

じゃ、1番の〇〇さんについて、じゃ塩原委員からお願いします。

塩原（秀）農業委員 〇〇さんとはちょっと10分とか15分面談をした程度ですけれども、住んでおられるところは大手ですね。それで勤め先はエプソンだそうです。借りる農地が神林だということで、私のほうに訪ねてきたわけですがけれども、市民農園を借りて、若干農業の経験自体は持っておられると。今度借りるところが約1反歩あるので、ちょっと市民農園とは規模が違うよという話をしたら、農機具については地主の方が貸してくれるということで、

そこら辺は何とかなりそうだと。栽培意欲のほうはかなり持っておられる方なので、意欲はあっても、できるかどうかというのは次の問題になるわけですけども、取りあえずは見守ってあげたいなということで、新規就農ということでお認めいただければありがたいと思います。

議長 ありがとうございました。
 それでは、番号2番、〇〇さんについて、じゃ河西委員、お願いします。
着座のまま説明をお願いします。

河西農業委員 〇〇さんですが、〇〇営農で技術習得等をされています。JAも絡めて、周囲のバックアップ体制もできていますので、頑張っって営農していただきたいと思っています。

議長 ありがとうございました。
 じゃ、3番の〇〇〇〇さんにつきまして、じゃ濱委員と河野委員、続けて、じゃ一言お願いします。
 じゃ、濱委員から。

濱農業委員 住所地、島内になっていますが、事務所と、それから工場が島内に来ているということで、島内の会社になります。社長と専務の自宅は島立にございまして、農業の生産本拠は島立にあります。島内で借りるものと、それから島立で借りるもの、社長個人名義のものを会社で水稻栽培をやるということでございますので、技術的にも社長も一緒にやりますので、ちょっと体力的に落ちちゃったもので、こういう形にするという話でしたが、技術的な問題はほぼないかなというふうに考えます。

 それから、社長は個人として島立の農作業受託者組合のメンバーになっておりまして、請負作業も、これは会社のほうじゃなくて、個人として今までどおりやるか、それも会社へ組み入れるか、ちょっと分かりませんが、一応重要な島立の営農メンバーの1人には変わりありません。

 規模拡大も、島立、ちょっと目いっぱいになってきているところが大分ありまして、せっかく会社でやるなら、もうちょっと借りろよと言ったら、そうかねと言って、ここにも規模拡大というふうに書いてございますが、ぜひやってもらいたいというふうに思っております。

 それから、花火の会社自体の中に、鳥獣害の対策で花火を使って追っ払うというのを、もう大分前から講習会なり技術指導を、ちょっと北のほうの地区が多いんですけども、会社としてやって、取組はもう長いことそれへ取り組んでやっておるといのも、農業関係の関わりの中ではそんなようなことがあります。

 以上です。

議長 ありがとうございます。
 じゃ、河野さん。

河野農業委員

これ、〇〇〇〇という名称で、ちょっと皆さん、首をかしげる名称でございますが、実はこの会社は打ち上げ花火、仕掛け花火、そういったものを主体とした会社でございます、島内の小宮に事務所と倉庫がありまして、あと山田に実際に工場がありまして、花火を作るとい、そういう形でやっておりましたが、コロナ以降、そういう花火を上げるということがなくなってしまうと、そうはいつでも社員もいるし、自分もいるし、どうしようかという中で、じゃ会社で農地を借りて農業生産を上げると、そういったことでやらないと、自分も社員も給料が出ないという状況の中で、こういう形になったということなので、ご理解をいただきたいと思います。
以上です。

議長

ありがとうございました。
じゃ、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 お世話になっております。農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

５－（１）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第２４８号になります。

合計のみ申し上げますので、２５ページをご覧ください。

それでは、合計を申し上げます。

一般、筆数３０６筆、貸付け１５７人、借入れ８９人、面積５６万６２９平米。

経営移譲、筆数４筆、貸付け１人、借入れ１人、面積４，８９６平米。

利用権移転、筆数３筆、貸付け２人、借入れ２人、面積１，８１０平米。

所有権の移転、筆数４筆、貸付け３人、借入れ２人、面積４，４８６平米。

第１８条２項６号関係、筆数３筆、貸付け２人、借入れ２人、面積３，４１７．５５平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数２１２筆、貸付け１３７人、借入れ１人、面積３５万６，２１５平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数１９８筆、貸付け１人、借入れ７５人、面積３３万２，６７３平米。

合計、筆数７３０筆、貸付け３０３人、借入れ１７２人、面積１２６万４，１２３．５５平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数３４０筆、面積６８万８６６平米、集積率は７５．７８％です。

議案第２４８号は以上となります。

続きまして、議案第２４９号について申し上げます。

２６ページをご覧ください。

合計を申し上げます。

一般、筆数7筆、貸付け4人、借入れ1人、面積3,621平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積975平米。
合計、筆数8筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4,596平米。
認定農業者への集積率は、いずれも100%になります。
議案第249号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして、農業委員、推進委員の皆様、質問、意見等がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。
議案第248号及び249号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第250号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条、参与の制限の規定により、太田委員には退席をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、27ページをご覧ください。
議案第250号になります。
合計のみ申し上げます。
利用権移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,475平米。
一括方式機構配分関係、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,153平米。
合計、筆数8筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4,628平米。
認定農業者への集積率は、いずれも100%です。
議案第250号は以上となります。

議 長 全ての委員の方にお伺いします。質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。
倉科委員。

倉科農業委員 ミスプリだと思っんですけれども、合計8筆というのは、4筆の誤りという
ことでいいんでしょうか。

議 長 中村主事。

中村（農政課）主事 ご指摘のとおりで、記載ミスになります。正しくは合計4筆になります
ので、修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

議 長 じゃ、ご理解願えましたでしょうか。
では、そういうことで訂正をお願いいたします。
ほかにご意見、ご質問ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第250号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第251号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員に
は退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いします。
中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、28ページをご覧ください。
議案第251号になります。
合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積558平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第251号は以上となります。

議長 それでは、全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第251号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第252号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き28ページをご覧ください。
議案第252号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,966平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第252号は以上となります。

議長 それでは、ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等をお伺いいたします。ある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第252号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第253号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、議案29ページをご覧ください。
議案第253号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,273平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第253号は以上となります。

議長 それでは、全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 これ、単純ミスだと思いますが、認定農業者への集積率のところですが、ここは1筆で1,273平米、100%ということだったんですが、内容は2筆で1,273だだと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

議長 中村主事。

中村(農政課)主事 ご指摘のとおりで、正しくは認定農業者への集積は2筆になります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

議長 河野さん、よろしいですか。

河野農業委員 はい。

議長 じゃ、中村さん、なるべくミスがないように。
全ての委員の皆さんにお伺いします。ほかによろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、それではご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第253号、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第254号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いします。
中村主事。

中村（農政課）主事 引き続き29ページをご覧ください。
議案第254号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万3,175平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第254号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
それでは、全ての委員の皆様にお伺いいたします。質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第254号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第255号から259号 農用法第3条の規定による許可申請許可の件、5件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。
それでは、説明をさせていただきます。
総会資料の1ページをご覧ください。
議案第255号は、農業経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。
続いて、議案第256号、こちら、農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。
議案第257号は、農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。
議案第258号は、農地保全のため、贈与にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりとなります。
2ページをお願いいたします。
議案第259号は、経営移譲年金を受給するために、親子間にて使用貸借権、農地の貸し借りの契約の権利を設定するものです。こちらは、申請地が市街化区域内の農地であるため、農業経営強化基盤法の利用権ではなく、農地法第3条による権利設定となっております。
これらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の農業委員の方からご意見を求めます。
255号、神林になりますので、塩原委員、お願いします。256も続けてお願いします。

塩原（秀）農業委員 255号の売買の関係ですけれども、〇〇さんはちょっと高齢で、71歳ということで、心配なわけですが、今は農業、80歳の方もあり、神林の場合は70歳ぐらいは現役で頑張っていますので、規模拡大ということですが、お認めいただきたいと思います。

それから、議案256号の関係ですけれども、〇〇さんは、この神林の推進委員をやっておられる方で、認定農業者です。今現在はハウスで〇〇さんのほうの貸付けで去年までは耕作をやったわけですが、来年から贈与で〇〇さんということで、〇〇さん本人の希望によるものですので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

257号、三才山でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 3月25日に〇〇〇〇さんを訪ねて、ちょっといろいろお話を伺いました。実は、この6筆は、昨年お亡くなりになった〇〇〇〇〇さんという方の所有した土地だったんですけれども、その方が〇〇さん、これ、何かめに当たる方なんですけれども、〇〇さんに譲ったんですが、〇〇さんは浅間温泉に住んでいて、とても土地を耕すというようなことができないということで、改めてその三才山の〇〇〇さんの隣のお宅の〇〇〇〇さん、何か〇〇さんのおじさんに当たる方らしいんですけれども、その方にお譲りしたということです。実際に確認をしてきましたけれども、この現況の田んぼ3筆は、結局昨年1年間耕作しなかったんで、かなりやっぱり枯れ草が生い茂ったような形になっていました。畑3筆は、これは前々からこの〇〇〇〇さんがお借りして作っていたということで、ここは今、ハウレンソウとか、それから野沢菜の残りみたいなこと、ここは耕作されています。田んぼの3筆については、〇〇さんが今年、全部それはきれいにして、そこにソバを植え付けたいというようなお話でした。だから、有効に活用されると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、258号、中川でありますので、久保委員、お願いします。

久保農業委員 贈与をいたします〇〇〇〇さんは、筑北村の坂北で、旧姓〇〇さんで、嫁ぎ先も〇〇さんだそうです。受ける〇〇さんとはいこの関係になります。実際、〇〇さんがずっとやっておりましたけれども、高齢ということもあって、もう〇〇さんはこの際だからということで、山林を含む不動産を全部贈与するということでもあります。問題はありません。

議長 ありがとうございます。

では、続きまして259号、波田でありますので、塩原至委員、お願いし

ます。

塩原（至）農業委員 先ほど事務局のほうから説明があったとおりに、実際のところ、現場を見に行きましたら、本当に市街化区域内ということで、本当に周りは全部家だけでありまして、経営移譲年金を受給するに当たりまして、農地法第3条の申請というのがなきゃいけないということでありますので、〇〇〇〇さんは、本当に30年ぐらい農業に一生懸命頑張っておりますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして全ての委員の方からご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様は何いですが、議案第255号から259号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第260 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料3ページをお願いします。
議案第260号です。転用目的は自家用駐車場です。
以上、こちらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議長 ご苦労さまです。
では、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 この場所なんですけれども、空港線のところからやまびこドームに入る信号機があるんですけれども、その近くでありまして、ご自宅の敷地内に子供さんのうちを建てると。そのことによって、車の停める場所がなくなってしまうということで、今回の申請になりました。自宅の敷地の横の畑と

ということで、ちょうどL字型の畑になっておりまして、その一部を自分たちの車の置き場所にすると。位置図については、6ページということで載っておりますけれども、ちょうどL字型で、ちょっと大きなところを駐車場にするということですが、奥の畑については、農機具が入って行くことについて問題ないということで、耕作ができると。また、この畑につきましては、第2種ということで、周りの農地に与える影響はないと考えますので、お認めをお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。
 それでは、現地を見ていただいた塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 3月23日に現場を見てきました。写真にあるように、奥と、それから右側が宅地ということ。○○○さんの敷地に隣接する農地ということで、宅地の中に囲まれた残された農地というようなことだということに見てきましたので、全く問題ないかというように思います。
 以上です。

議長 ありがとうございます。
 全体を通じまして全ての委員の方にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約いたします。
 農業委員の方に伺います。議案第260号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
 続きまして、議案第261号から264号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件4件について上程いたします。
 事務局から一括説明をお願いいたします。
 保科主事。

保科主事 それでは、総会資料4ページをお願いします。
 議案第261号、転用目的は駐車場です。
 議案第262号、転用目的は資材置場です。
 議案第263号、転用目的は駐車場です。
 212号、転用目的は建て売り住宅です。

議案第264号、一時転用となっております。転用目的は工事用地です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、順次、地元の農業委員の方からご意見を伺います。
261号、島立でありますので、濱委員、お願いします。

濱農業委員 写真のほうを見ていただきたいと思うんですけども、Lの字になっておりまして、この右側の三角になった部分が、ずっともう宅地だったところを駐車場にしてあるところなんです。このLの字が、何でこんなLの字で農地があるかということなんですが、圃場整備をやったときに、ここのちょうど人が立っている辺りから奥の白く囲った辺りのところに豚小屋、大昔に建てた豚小屋を物置にしたところや、それに押しえつけて屋根をつけたところや、ずっと細長く資材置場みたいにして使っていた部分になります。それで、南のほうへずっと、南というか、右側のほうへLが伸びておりますが、ここの部分は宅地の中の庭部分と併せて水田で使っていたというような経緯のところで、もう宅地も農地もぐちゃぐちゃになっているところなんです。それで、圃場整備をやったときに、上のほうの左側のところに水田、畦畔があって、奥のほう、水田になっておるんですけども、ここで切らざるを得なくて、面工事ができなかったということで、それでとんでもない格好に農地が残っているというところなんです。ここの物置の跡というのは高くなっておりまして、とても田んぼのほうの面とは同一になり得ないというような状況です。右側の三角の部分からずっと広く駐車場になっているわけですが、ここもお寺さんでぜひ駐車場に拡幅したいということでございまして、これをちょっと農地に戻すというのは、非常にお金もかかりますし、戻したところで、お米も作れないようなところですので、これはもう致し方ないかなというように考えます。

以上です。

議長 では、続いて262号、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 地図の8ページを見ていただきたいと思うんですけども、写真の上の地図ですが、丸印がついていますが、ちょっとこの場所じゃなくて、丸印のついている左側の部分にマルショウというのがあるんですけども、そのマルショウの「ショウ」の下に、台形といいますか、長方形の土地があるんですけども、そこが対象の土地になります。この土地の下半分が今回の対象になるんですけども、特に問題ないなというように思います。既にですね、今日の許可を前提に賃貸借契約書というのが作られていまして、その中に禁止事項、こういうことはやっちゃいけないよという項目があります。その辺のところは、今後ちょっと注視をしていきたいなというように思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、263号、中川委員、お願いします。

中川農業委員 9ページの写真をご覧ください。まず、この市役所から県道をずっと東のほう、美ヶ原方面へ行きますと、ずっと里山辺の入り口に近いところなんです。〇〇〇〇〇の〇〇があります。写真の右上、これが〇〇〇〇〇の〇〇になります。左側に電柱がありまして、その電柱のすぐこっちが県道ということになっています。それで、〇〇〇〇〇が過去、ここに本社社屋及び駐車場を建設するときに、この周辺の幾筆かの農地を5条によって権利を移動して、駐車場及び社屋を建てました。そのときに、この〇〇〇〇〇さん、この人のところへも、こういうことなんで、実は第5条で権利移動してくれないかということがありました。この〇〇〇〇〇さんという方は60近い方なんです。ブドウ農家です。今これ、写真でもブドウ棚が立っていますけれども、この人だけは実は断ったらしいんですよ。おらブドウ作るんだ。おらが年とって、ブドウを引退するときまで待ってくれと、そういういきさつでした。その待ってくれという時期がちょうど来たということで、それでこういう5条の申請に至ったと、そういういきさつになっております。問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、264号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 写真10ページの写真、10、11、12ですか、〇〇の鉄塔を建て直すということでありまして、農地の所有者が10軒ほどおります。本当に広大な〇〇の関係では、一時転用ということで、これだけでかいものを移転と、また仮に、仮着工して、またそれを本線に戻すという、このぐらいの面積が必要だそうです。それで、一応令和5年の5月1日から来年の8月31日が第1期工事ということで、その後、まだずっと何か直すみたいでありますので、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願いたいと思います。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた農業委員の方に伺うんですが、261号は塩原俊昭委員、262号から264まで橋本委員ということで、順次お願いいたします。

塩原（俊）農業委員 261号ですけれども、先ほど濱委員のほうから詳しく説明してもらいましたけれども、圃場整備の折に、かぎのような形で残ってしまった農地ということで、現地を見まして、これはやむを得ないなというように見えました。

るなという心配の部分であります。フェンスなんかがあったほうがいいんじゃないかなというようなことを見ましたし、それから雨水の関係が、その水路のほうへ流れ込んでしまうんじゃないかなというような、そんな心配もしてきましたんで、そこら辺のところがちょっと確認できればいいのかなということです。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。

ただいまご指摘いただいたご意見を頂戴しまして、本件、本日農業委員会の定例総会において、このような意見を頂いたということ付して、県のほうに意見を提出していきたいと思っておりますので、ご承知おきよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 では、そういうことで、意見の中へ入れるし、さっき保科さんもおっしゃったように、代理人にその辺の担保、周りの農地に影響ないような担保を取るといふ代理人に対してのことも、またつなげておいていただければと思ひます。

上條委員。

上條農業委員 今、水路が1メートルと言ったんで、意見をちょっと言っておいてもらいたいけれども、水路敷ね。大体駐車場やると、水路の際まで造っちゃう人がいるだよ。あと、工事のときに大問題になるんで、改良区と立ち会って、水路敷の幅だけまず最初、くいを打ってもらって、駐車場の境目、それを必ずやっておいてもらいたい。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 今年もあったと思うんですが、たしか梓川の案件で、家を建てるといふときに、水路敷のお話、ご意見を頂いたかと思うんですけれども、境界を復元といふと費用が相当要しますんで、できるだけ境界から水路敷のことを考慮して、公図幅より余裕幅を大めに取っていただくといふようなご意見を付して県のほうに上げたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

上條農業委員 本来はあるべきものなんだよ、公図上。あるべきもので、それが西原の工場団地のところとか、もうひどい状態になっていて、今度工事でやりますよといふときに、木のこととか、もう際まで全部ほじくり出しちゃって、水路敷ね。そういうのがありますんで、大体おおむね水路の半分分ぐらい、1メートルなら50センチ下がってもらって、それを目安にちょっとお願ひしたいと思ひます。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 委員さんご指摘のとおり、現況の入っている水路プラスアルファ土砂上げというものが必ずあることは承知しています。公図幅よりも少し余計に取っていただくような余裕を持った取り方をしていただくというようなご意見で上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 よろしいですかね。

上條農業委員 はい。

議 長 では、こういうことで、4条、5条、特にこういう案件出てくる場面もあると思ひます。もちろん事務局の方で、その辺の引継ぎと申し送り、しっかりしていただいて、我々全ての委員の方も念頭に置いた中での対応ということをお願ひします。

河野委員。

河野農業委員 今の262号の水路の関係ですが、確かに全部測量すればいいわけですが、実際には費用がかかるということで、いわゆる市の関係ですね。いわゆる水路の幅については、維持課のほうで現場確認をして、要するに水路の両側を含めたいわゆる公図の幅ですね。公図の幅を確保したところで、ポイントを打って、このラインでというようにしたほうがいいと思ひます。それだと、絶対に申請者も文句言いようがないんで、そうしたほうがいいと思ひますので、その辺を含めて、県のほうへ上げる段階でちょっとチェックを、いわゆる代理人ですね。代理人の方にチェックをしていただきたいと思ひます。

議 長 では、参考というか、意見として伺っておいて、少しそこ、川村補佐、整理して、4条、5条関係の水路の関係ね。また、それぞれ営農する方たちに迷惑がかからないように、また水路が傷まないように、ちょっと大原則ですので、そこをまた事務局もそうですし、我々も心して、4条、5条案件が出てきたときのこの水路の関係は整理していきたいと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

ほかに案件につきまして全ての委員の皆さんでご意見、ご質問があったら、出していただきたいと思ひます。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。

ほかに意見ないようですので、集約いたします。

農地法第5条の規定による案件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第261号から264号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第265号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、
1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。
総会資料の7ページをお願いいたします。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明をさせていただきます。
議案第265号、笹賀にお住まいの〇〇〇さんが相続税の納税猶予の適格者の承認を受けるものです。内容については議案書のとおりとなります。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
では、地元の委員の方のご意見を伺います。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 実際に笹賀の金比羅神社というののすぐそばになるんですけども、現場を見たんですが、2筆が1枚の農地状になっておりまして、現状は全く何も植わってないんですが、多分去年は水稻を作ったのではないかなというように考えられますので、全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
全ての委員の方にお伺いします。質問、意見等がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第265号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第266号及び267号 引き続き農業経営を行って

る旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

それでは、総会資料の8ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をいたします。
議案番号266号、岡田町にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。なお、併せまして特定貸付けを行っている旨の証明願についても承認を受けるものとなります。
続きまして、議案第267号、波田にお住まいの〇〇〇〇〇さんが証明を受けるものです。なお、併せまして特定貸付けを行っている旨の証明願についても承認を受けるものとなります。
以上、内容については議案書のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長

地元の委員の方の意見を伺います。
266号は中條委員、お願いします。

中條農業委員

25日に推進委員の西村さんと確認してきました。岡田町の〇〇-〇、〇、〇は、3筆なんですけど、1枚の田んぼになっています。それと、岡田町〇〇〇は1枚の田んぼで、これ、特定貸付けをしていて、田んぼを耕作しております。あと、畑なんですけど、〇〇〇-〇が今、耕作がしてないんですけど、きれいに耕してあって、野菜を作るといことです。それから、〇〇〇-〇が現在、野菜が栽培されていて、特に問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
267号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

先日、〇〇〇さんとちょっとお行き会いたしまして、お話を聞きました。番地ですと、〇〇〇〇-〇と〇〇〇〇なんですけれども、これに関して、中下原地区の畑かん事業で昨年度、土の入替え、結局そこは石だらけで、作業ができないということで、石を粉碎していただいて、そこに土を入れたということで、1年間何もできなんだということで、農業経営を行っていく旨の証明書が必要だということで、今後、話を聞くと、今年度から、平らになりましたんで、農業をやっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。
それで、ほかの農地につきましても、今後取り組んでいくみたいでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。
全体を通しまして全ての委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様にお伺いしますが、議案第266号及び267号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
まず、アからエのところではありますが、これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
合計のみ申し上げます。
総会資料の9ページからご覧ください。
9ページから11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、22件、12ページから13、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、20件、14ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、15ページから16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、10件。
以上になります。
続きまして、17ページのほうをお願いします。
今年度の違反転用への対応については、議案書のとおり記載させていただきました。担当となった委員の皆様、本当にご協力ありがとうございました。
議案、未解消及び新規案件については、各委員の農業委員さんと推進委員さん及び長野県の協力を得ながら、継続して是正指導等努め、必要に応じ定例総会または各ブロックへ状況報告、支援等について協力は求めさせていただきますので、よろしく申し上げます。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。
違反転用の件も含めまして報告事項申し上げました。
全ての委員の皆さんにお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項の議事が終了いたしますので、暫時休憩といたしますが、再開は3時5分といたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(休 憩)

議長 定刻になりました。議事を再開したいと思ひます。

その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

まず、議案第268号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件について審議します。

これにつきましては、農地中間管理事業法の改正に伴う新たな運用となります。

本日は長野県農業開発公社の中田部長と古田参事から説明にお越しいただきましたので、お願いいたします。

中田（長野県農地中間管理機構）中間管理部長 お世話になります。長野県農業開発公社農地中間管理機構の中田昇と申します。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から当公社、中間管理機構の事業運営に多大なるご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

では、私から、お手元に上に「法改正後の手続について」ということで配布されている資料に基づいて説明をさせていただきます。

着座にて失礼をさせていただきます。

では、お配りしました「法改正後の手続について」の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

現在、農地の貸借を行う権利の設定する方法につきましては3種類ございます。1つは、農地法第3条の許可の分、2つ目は、利用権設定等促進事業、市町村が行っております相対の事業になります。3つ目が、中間管理機構が実施をしております農用地利用配分計画の公告によるもの、この3つによって権利の設定がされている形になります。

あさって、4月1日からは、これが農地法の3条の許可と、利用権設定等促進事業と農地中間管理機構が統合する形になりまして、来年以降は農地法と中間管理事業、この2本立てでいくような形になります。

ただし、利用権設定等促進事業につきましては、経過措置が設けられております。令和6年3月31日、2年間は利用権設定促進事業において、新規あるいは更新ができるような形になっております。

じゃ、資料1枚目を見ていただくと、上が地域計画を公告する前の区域、下段が地域計画を定めた後の区域の権利設定する計画の一覧でございます。

上段、地域計画を公告する前の区域でございますが、先ほど申し上げましたとおり、1番目が農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）、市町村が行っているもの。これにつきましては、令和6年度まで実施が可能という形になります。2年間の経過措置ということで、6年度末まで新規あるいは更新の部分が可能という形になります。

2段目の農用地利用集積計画、これは出し手さんから機構へ中間管理権の設定を行うものでございますが、これも同様、6年度末まで実施をする形になります。

3段目、農用地利用集積計画（一括方式）、これは出し手さんから機構、受け手ということで、貸付者と借手者のマッチングが調っているものについては、今までどおり、これも2年間、貸借の設定ができる形になります。

4つ目、農用地利用配分計画、機構から受け手さんに利用権の設定をするものでございますが、これにつきましては、4年度末までの実施ということで、5年度からはできない形になります。

じゃ、この配分計画の後継の事業といたしまして、一番下、農用地利用集積等促進計画、我々、促進計画と言っておりますが、この促進計画に切り替わる形になります。

促進計画の中も大きく分けて3つございます。一括方式、出し手さんから機構を通して受け手に行うもの。あと、機構集積、出し手から機構へ中間管理権が設定されるもの。3つ目が、機構配分として、機構から受け手に利用権が設定されるものでございます。

この促進計画のうち、一括方式と機構集積につきましては、先ほど申し上げた2年間の経過措置がありますので、現行の農用地利用集積計画または農用地利用集積計画の一括方式で権利の設定をしていく形になります。

ですので、促進計画の一括方式と機構集積は、当面、当機構では実施をしない形になります。

その下の機構配分になります。先ほど農用地利用配分計画は4年度末で終了ということで申し上げましたが、これに代わるものが機構配分、促進計画の機構配分という形になります。5年度の4月の県知事公告のものから促進計画に切り替わっていくという形になります。

これから農業委員会の事務局のほうからご説明があります促進計画の関係については、それに値するものでございます。

表の下、2番目、地域計画を定めた後の区域ということでありますが、これも市町村等が中心になりまして地域計画を策定をしていくわけですが、地域計画を策定された後の区域につきましては、全て農用地利用集積促進計画に切り替わるという形になります。ですので、利用権設定等促進事業ですとか一括方式は、もうできなくなるという形になります。

2枚目をお開きをいただければと思います。裏面になります。

この農用地利用集積等促進計画の手續についてご説明をさせていただきます。

先般、中間管理法等改正されまして、4月1日で施行されるわけですが、その中で、農地中間管理事業の実施というものが定義づけされております。

改正後の第17条では、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に実施をしていく。この地域計画が2年間の間に策定が進むという形の中で、2年後を見据えた形の部分でございます。

当然地域計画の区域外においても、中間管理事業については実施をしてまいる形には変わりはありません。

2つ目の丸のところ、農用地利用集積等促進計画の作成、中間管理法の第18条になります。ここでは、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める際、農業委員会と市町村等の意見を聞かなければならない。これが新しく法律の中で定義づけされた部分でございます。

まず、地域計画区域と区域外では、意見聴取先が変わります。地域計画区域においては、農業委員会と市町村に対して機構から意見を求める形になります。地域計画区域外、来年、この4月以降、まず着手するのが地域計画区域外になりますが、その場合は、農業委員会と利害関係人への意見聴取をする形になります。

利害関係人への意見聴取は、これまでも機構が1週間程度期間を設けまして実施をしていたものでございますので、これは引き続きになります。

農業委員会さんへの意見聴取が、それぞれ区域でも区域外でも新たに加わっているという形になります。

じゃ、農業委員会さんにどのようなことを意見を求めるかというところでございますが、「『農業委員会』……と」書いてありますが、賃借権の設定を受ける者の適格性の確認を求める形になります。

具体的には、①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められるかどうか。②として、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。大きくはこの2つになります。

あとは、法人さん等であれば、農地所有適格法人であるかどうかというところの確認をしていく形になります。

また、市町村に対しましては、市町村は地域計画区域に対して意見を求める形になりますが、市町村は地域計画の策定に資するものとなっているとの意見を機構が求める形になります。

さらに、今の話、農業委員会等への意見聴取のお話ですが、その下、「さらに」というふうに書いてある部分、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができるという形になっております。

この場合、要請した場合、農業委員会からの要請に基づいて機構が計画を作成した場合については、米印で書いてありますが、農業委員会からの要請により促進計画を作成する場合は、農業委員会への意見聴取は不要ですよという形になります。

ですので、農業委員会からの要請に基づいた場合については、農業委員会への意見聴取の手続きがなくなりますので、県公告までの期間が1か月程度早まることになります。

議長 　　ただいま公社から、新たな制度と運用について説明がありましたが、これに対しまして質問がございましたら、挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

なければ、これより議案審議に移ります。

事務局から説明をお願いします。田中主事をお願いします。

田中主事 　　それでは、別冊資料30ページをご覧ください。先ほど、長野県開発公社の方から説明のあった農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件でございます。表の左側の基本情報の数字の内容については、表の下に説明がありますのでご確認ください。合計のみ申し上げます。契約者数13名、筆数26筆、登記簿面積72,447平米、権利設定面積71,958平米、貸付先10名、借料計780,420円です。

議案268号は以上になります。

議長 　　ただいまの説明に対しまして、農業委員、推進委員の皆様から質疑・意見等ありましたら発言を求めます。

[質問、意見なし]

ご意見等がないようですので、ただいまから集約いたします。

農業委員を対象に伺いますが、議案第268号について、原案どおり公社に要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

[多数挙手]

賛成多数ですので、本件は、原案どおり要請することといたします。

議長 　　続きまして、議案第269号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更」について審議します。

事務局から説明をお願いします。

板花局長補佐 　　総会資料19ページをご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてでございます。要旨としましては、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に適切に対応するため、松本市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を変更するものです。主な変更点としましては、農業経営基盤強化促進法で新たに位置づけられた「地域計画」の規定の反映と、令和4年2月2日付けの経営局長通知に基づき、本市が設定した目標を反映させた2点でございます。詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。

議長 　　ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、農業委員及び推進委員の皆様から質疑・意見等ありましたら発言を求めます。

[質問、意見なし]

ご意見等がないようですので、ただいまから集約いたします。
農業委員の皆様を対象としますが、議案第269号について、原案どおり決定することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[多数挙手]

賛成多数ですので、本件は、原案どおり決定しました。
続きまして、議案第270号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

板花局長補佐

総会資料29ページをご覧ください。

令和5年度の最適化活動の目標設定を行うものです。次のページをご覧ください。まず、農業委員会の現在の体制についてですが、記載のとおりです。次のページですが、最適化活動の現状と目標になっております。現在の集積面積、4,053ヘクタールから4,092ヘクタールを目標にしております。集積率は56.7%から57.2%を目標に設定しています。つづいて、遊休農地の解消です。こちら、1号遊休農地124.3ヘクタールということで、昨年31.4でしたので、およそ4倍に増えてしまいました。恐らくこれが実際かと思えますけれども、今後、少しでも減らしていく努力が、様々な努力が求められていくということでございます。

下のほうの目標は、既存遊休農地の解消目標は変わらないということで、令和3年度に遊休農地を以降5年間にわたり5分の1ずつ解消していきましようというのが当初の目標で、その2年目に当たりますので、そこは変わらない、6.3ヘクタールというのは変わらない。

ただ、一番下のところの新規発生遊休農地の解消ということで、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地が36ヘクタールでしたので、これを5年度中に全て解消というのが経営局長通知に書かれている内容になりますので、これはもうこれを目標とせざるを得ないとなります。

32ページでございます。

新規参入の促進の関係。これまでの現状があります。2年度、3年度、4年度という形で推移しております。4年度は26経営体、5.9ヘクタールでございます。減少しているように感じますけれども、ちなみに令和元年度は10経営体で1.9ヘクタールでありましたので、それを見ますと、例年並みの実績というふうに見ております。

その下の②の目標でございますが、これはもう目標設定の考え方は経営局長通知に従って設定せざるを得ませんので、こういう形になります。

平均権利移転面積、3年間平均548ヘクタール、これに対する10分の1ということで、新規就農者への貸付け等について、農地所有者の同意を

得た上で公表する農地の面積ということになります。

あと、下のほう、最後のところ、最適化活動の活動目標。1人当たり月10日は活動しようではないかという目標、こちらにつきましては変わらずでございます。

あと、活動強化月間の設定目標、10月、11月、1月ということで、昨年と同様でございます。

最後、(3)新規参入相談会への参加目標でございます。昨年度は河西委員さんに11月に新農業人フェアということで、大阪で開かれたものにウェブ参加をいただいております。こういった取組を、また今年も同じような目標で重ねてまいりたいと考えております。

33ページが目標設定の基本となる考え方を示しておりまして、昨年8月に示したものと同じでございます。

34ページ、35ページ、これらは目標設定の基本的な考え方を示したものになります。

それから、36ページにつきましては、農地の集積の地区別の実績値と目標値になります。

それから、37ページは、遊休農地の解消の地区別の目標値になります。

38ページも、新規に、新たに発生した遊休農地の解消という目標地、地区別に示したものになります。

39ページは、新規参入の促進というものを地区別に目標値を示したものになります。

それから、最後に40ページでございますが、個人ごと目標を設定しろというのが経営局長通知の内容になっておりますので、それぞれの地区で委員の頭数で割った数字が個人目標というような形になっております、原則として。ただ、入山、里山につきましては、両地区を合計したところを3で割っているというふうな形になります。

以上が令和5年度の経営局長通知に基づく目標設定の内容になりますが、これを決定していただいて、ホームページに公表して、県にも報告していくと、こういった内容になりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして全委員の皆さんに、じゃ中川委員。

中川農業委員

すみません。板花補佐が異動になる前に、早く終わらせたいというお気持ちは分かりますが、そうはいかないです。ちょっと長くなりますけれども、申し訳ありません。

まず、この34ページの真ん中の下の各地域における農地の集積目標ってありますよね。これ、例えばこれが経営局長通知によると、こういう数字になるということだと思っておりますが、それによると、例えば都市近郊地帯が55とか、あと水田地帯が70とか、園芸地帯が60とか、中山間地帯が35%、これだけ集積しなさいよということだと思っておりますよね。それをそれぞれの地区に落とし込むと、各地区は35%、この地区は70%、

そういう見方でいいですね。

その下に、既に目標を上回っている地区は現状を維持することを目標とするというふうにありますよね。

この表を受けて、今度36ページのほうへ、36ページ。

私は里山辺ですので、上から5番目になります。令和4年度の実績値、これが39.1%という数字になっていますよね。これ、農協の営農生活課長と雑談している中でも、里山辺は3分の1か4割ぐらいじゃないかということを書いていましたので、大体そういう感じになっているということですよね。

今度、右側に行きます。里山辺は35%だから、実はもう目標をクリアしているんですよね。クリアしている。なので、この局長通知によると、もう35%クリアしているんだから、もうこれ以上やらなくていいということで、令和5年度、6年度、7、8、9、10と、ずっと39.1%のままで推移してくださいよというふうにこれ、読めるわけですよね。そうですね。だけれども、毎日里山辺にいますので、感覚的に、今度は39%じゃなくて、45とか、50ぐらいに行ってもいいよねというのが現場の感覚です。

そういう見方をすると、例えば2つ下に中山ってありますよね。中山も一応中山間地というくくりになるので、35でいいんですよ。ところが、もう50あるんだよね。もう50、もうこれ以上やらなくていいよということになっているわけです。

目標の数値をクリアしているから。そういう見方をすると、もうこの目標の数値、これを既にクリアしているので、もう令和10年度まで何もやらなくいいよ。これ以上やらなくてもいいよというのが実は半分以上あるんです。

例えば、じゃ今井ですよ。今井は60%だから、園芸地帯というくくりになっています。60ね。今もう65%あるんですよね。これがずっともう5年も6年も今のまを維持してくださいよという表になっているわけです。

今度、じゃ反対に、じゃ例えば上から4番目の入山辺、17.9で、本郷が12.7。今行ってないところは、ぜひ35%までやってくださいよという非常にこれ、厳しい目標の数字になっているんですよね。

オール松本で60やればいいということであれば、既に行っているところ、もう横ばいで行ってくださいよという状態で、集積率があまり高くないところは、どんどんやってくださいよって、そういう読み方になるんですよね。

これ、逆に言うと、もともとのこの55とか70とか60とか35という目標の数値の設定が非常に私は問題があるのかなって思っています。この数字ね、この目標とすべき数字というのは、この経営局長の通知によるものではなくて、市内の19の地区の実情に合ったものに変えていかないと、まるで実態に合っていないという、そういう思いでいますので、ちょっとこの表のままでは、ちょっと幾らなんでもというか、非常に実態に即して

いない。現状に合っていないと言わざるを得ないというのが私の思いです。その辺、ぜひご検討いただきたいと思っています。

以上です。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

まず、34ページご覧いただきたいんですが、34ページの真ん中ぐらいにあるんですけども、グラフの下ですね。この55とか70とか60とか35というのは、地帯区別の目標で、どこにそれが規定されているかというと、松本市の基本構想ですね。基盤強化法に基づき定めた基本構想、市全体で60%なんですが、地帯区別には55なり、70なり、60なり、35なりというふうに基本、地帯区別の目標が定められています。これは市の基本構想で過去にそういうふうになっていて、経営局長通知でも、この基本構想を1つの目安にしてつくってくださいという通知になっております。

それで、(2)のイのところですね。これは8月にもご審議いただいたんですが、既に目標を上回っている地区は、現状を維持することを目標とするというふうにさせていただいております。

現状を維持することも、なかなか実は厳しいんですね。担い手はだんだん年を取って、高齢化していきます。ですから、サメと一緒に泳いでいないと沈んでいってしまうものなんです。

浮力を得るためには、必ず最適か活動に取り組んでいかなければ浮力は得ない。ただ、沈む力と浮力があるものですから、努力をして現状を維持するという目標でも、十分意欲的な目標ではないかなというふうに考えております。

それで、とにかく市全体として60%にするという中で、現状、市の基本構想がこうなっている以上は、これに従って、何をよりどころに私は目標を立てたかというところ、この基本構想、地帯区別の目標に従ってやらざるを得なかったということでございまして、もちろんこの基本構想自体も、新しい経営基盤強化法になったもので、これから見直しに入ります。それが1つのまたチャンスになってくるもので、正確にその地帯区別の新たな目標が農政課のほうでできたら、それをよりどころにして、また新たな最適化目標をまた見直していくというふうな形は将来的には考えていきたいと思いますが、今の現状では、頼るところはそこにしかないもので、それを基本に、農業委員会は地区別の目標をつくってきたということでご理解いただきたい思います。

議 長

中川委員、基本的にはやはり通達は通達、日報の話もそうなんだけれども、それぞれの地元に戻って現状を一番委員の皆さんは分かっている、この地域をどういうふうにするかという出発点で全てだと思えますけれども、通達の中で、やっぱりこれをよりどころにするんじゃないかと、よりどころはよりどころなんだけれども、日々の地域の活動ということ念頭に置きな

がらやっているという意味も大事な点で、それぞれ皆さん思っていることだと思います。

その中で、この数字が……、じゃ中川さん。

中川農業委員 手短かに言います。板花補佐のお立場はよく分かりました。ただ、本市の基本構想だよね、そうなるとね。ここのところの精査がもう少し必要だなという思いでいますということで終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。
じゃ、そういうことで賜って、また検討させてもらった中でだと思います。
じゃ、ほかにこの、よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、これ、全ての委員の皆様にお伺いしますが、これより集約いたします。
全ての委員の皆様、この議案第270号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。
賛成多数ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、報告事項に移ります。
報告事項アは既に終わりましたので、イの令和4年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてから進めてまいります。
農政課の説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 農政課、中村でございます。
本年度第4回農業経営改善計画の審査結果について報告させていただきます。
資料44ページをご覧ください。
説明は着座にて失礼いたします。
認定基準は、（2）のとおりとなっております。経営改善計画に記載された目標は、松本市の基本構想に照らして適切であることを基準としております。その他はイ、ウのとおりです。
基本構想における目標については、下の表のとおりとなっております。
今回松本市長が認定した経営改善計画は、新規が10件、再認定が19件の計29件となっております。44ページと45ページ、46ページにかけたの表に対象者は記載しています。
続きまして、46ページをご覧ください。

今回は、併せて今年度中に長野県知事が認定したものについてもお知らせします。

これは、2つ以上の市町村において農業経営を行う方の農業経営改善計画について、県知事が認定するものです。今年度の県知事の認定は31件で、うち内容の変更は2件となっています。対象者は46ページ、47ページのとおりとなっています。

農業経営改善計画の審査結果についての報告は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

全委員の皆様にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、承知おきをお願いします。

続きまして、報告事項のウ、令和4年度第4回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課からの説明をお願いいたします。

上條係長。

上條（農政課）係長 農政課担い手担当の上條と申します。よろしくをお願いいたします。

令和4年度第4回青年等就農計画の審査結果についてご報告をいたします。資料48ページをご覧ください。

今回、新規就農者から1件申請がありまして、書類審査の結果、適当と認められ、認定をいたしましたので、報告をするものでございます。

制度の概要につきましては、前回と同様ですので、割愛をいたします。

3番、令和4年度第4回青年等就農計画認定者でございしますが、地区は中山地区、区分は青年、氏名は〇〇〇〇さんでございします。就農形態は新たに農業経営を開始したということで、2年間の里親研修を終えまして、令和5年の4月1日からということになります。主な作目は有機野菜となっております。

該当地区の農業委員の皆様には、新規就農者の経営の確立、安定に向けましてサポートをいただきますようによろしくをお願いをいたします。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑に入りますけれども、全委員の方にお伺いします。質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のエ、令和4年度家族協定締結状況についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

中村主事。

中村（農政課）主事 続きまして、資料49ページをご覧ください。

令和4年度の家族経営協定の締結状況についてご報告いたします。

家族経営協定の概要は50ページに記載がありますので、ご覧ください。

家族経営協定とは、農業経営の方針や家族一人一人の役割等について、家族全員で話し合い、農業と生活のルールとして書面に表すものとなっています。

締結の流れは、家族全員で話し合い、下書きシートを作成したものを農政課へ提出し、その下書きシートを基に、農政課で協定案を作成します。最終的に協定者と松本市、県の3者で協定案を基に面談を行い、正式な協定書を作成し、それぞれに調印いたただいて、完成するという流れになっています。

では、報告いたしますので、49ページにお戻りください。

令和4年度家族経営協定の締結者は、2番の表のとおりとなっています。計5地区、10組の締結がありました。

現在の松本市の協定締結数は、累計で248組となっています。

地区ごとの内訳等詳細については、51ページに記載しておりますので、確認をお願いいたします。

引き続き後継者がいる家族、配偶者が就農した家族などを対象に推進をお願いします。

年度途中でも締結可能となっておりますので、希望者が出た場合には、農政課担い手担当までご連絡ください。

家族経営協定の締結に関する報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

説明がありました。

これより質疑を行います。

全委員の皆さんでこの案件に対して質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件について、ただいまの説明のとおりご承知おきを願います。

家族経営協定の推進に向け、委員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、報告事項のオ、令和4年度農業者年金加入推進結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

齋藤さん。

齋藤任用職員

事務局の齋藤です。着座にて失礼いたします。

52ページ、令和4年度農業者年金加入推進結果について報告いたします。系統組織の令和4年度加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動の一環として、昨年11月から本年2月までの強化月間に行った活動結果及び本年度の加入推進結果について報告いたします。

2番の表をご覧ください。

令和4年度の目標は、新規加入者11名、そのうち二十歳から39歳の若年層が8名、女性が4名でございました。

対しまして、令和4年度の実績は、新規加入者9名、そのうち二十歳から39歳が3名、女性が4名でございます。女性の加入者は目標達成となりました。

括弧内の数字は、11月から2月までの強化月間中の加入数で、加入者全員が強化月間中の加入となりました。

農業委員会事務局へのお問合せも、女性や中年層の男性からが多くございました。

加入推進のリストにつきましては、国民年金の情報等が反映できず、委員の皆様にはご迷惑とお手数をおかけいたしました。本年度も加入推進にご尽力いただき、ありがとうございました。

加入推進名簿提出者には、3月の手当と併せて報償費を支出済みですので、申し添えます。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長

ありがとうございました。

質問、意見等ある方、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

目標には届きませんでした。また委員の皆様にはお骨折りをいただきました。いい制度でありますので、なお一層の周知を願います。

次に、報告事項のカ、令和5年度松本市農業委員会関係予算についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

中野補佐。

中野局長補佐

事務局、中野でございます。よろしくお願いいたします。

農業委員会に関わる次年度予算についてご報告いたします。

これから先、着座で説明させていただきます。

それでは、資料53ページ、令和5年度松本市農業委員会関係予算についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、こちら、歳入に関しましては、実績に基づく数字となっておりますので、歳出を中心に説明させていただきます。

(2) 歳出、1つ目の白丸、人件費についてです。2,728万円、前年比141万円減、これは農地利用最適化交付金シミュレーターにより算出された見込額によるものとなっております。

次の白丸、農業委員活動費312万円、前年比15万円の減です。内容につきましては、1つ目の黒ポツ、報償費2万円、こちらは隔年開催の農業活性化シンポジウムが5年度は開催がないということで、17万円の減額になっているものです。

2つ目の黒ポツ、費用弁償147万円、こちらは前年同額でございます。内容は、農業委員会の方が視察研修、1泊2日が主な内容でございます。

関係予算としましては、次の黒ポツ、普通旅費、こちらは視察随員職員の普通旅費となっております。

おめくりいただきまして、次のページの上から3つ目、借上料、こちらはその際の視察研修のバスの借上料ということで、34万円計上になっております。

ページ、またちょっと戻りまして、前ページ、53ページ、一番下の黒ポツ、消耗品については24万円、こちら、昨年同額がついております。

もう一度おめくりいただきまして、54ページ、よろしいでしょうか。

54ページの白丸、農業者年金事務費44万円、こちら前年同額となっております。

次の白丸、農業委員会事務局費431万円、こちら、前年比2万円の増です。これは農業委員会の定例総会の際の議事録を作成するための経費が増えたものによる増額となっております。

最後の白丸、農地銀行活動促進事業費225万円、こちらは前年比43万円の増です。こちら、主には農業委員会へタブレットの端末が導入されたことによる経費の増加となっております。

1つ目の黒ポツ、消耗品、こちらは商品単価の上昇によって3万円増額となっております。

2つ目の黒ポツ、電話料、こちらはお手持ちのタブレット端末の通信費、こちらのお金が5年度からはかかってくるということで、増額になっております。44万円の増額です。

5つ目の黒ポツ、保守管理、こちらの保守管理については、事務局のほうで現地調査のGISの関係の運用支援を受けておりました経費だったんですが、委員のほうにタブレットの導入がされたということで、ゼロ円ということになっております。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

それでは、この案件につきまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のキ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、最後の55ページと56ページの関係ですが、簡単にということで、55ページはご覧のとおりでございます。ご承知おき願います。

それから、4月に入っての予定、56ページ、最終ページでございますが、南部ブロックの活動ということで、4月4日、2時から芳川公民館のほうで予定しておりますので、南部ブロックの委員の方、よろしくをお願いいたします。

それから、役員6名の皆様、4月14日でございますが、通知をご案内したとおりでございますので、新しい事務局との顔合わせということになりますが、4月14日、ご予定をお願いいたします。

それから、4月21日でございますが、松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会がございますので、代議員の皆様、今日お配りした通知ご覧になっていただいて、またご判断いただきたいと思っております。

最後、4月28日でございますが、情報・研修委員会、すみません、農業委員会室の室がミスプリントになっておりまして、部屋のほうの「室」でございます。そして、時間につきましても、13時15分になったというふうに、ちょっと15分になったもんですから、変更がありまして、13時15分をお願いしたいと思っております。

それから、農業振興委員会ですが、今年も意見書を作るという方向になってございますので、1時半から、すみません、議員協議会室、ここではなくて、もう一つ上の4階ですが、第2委員会室押さえたので、1つ上の階の第2委員会室で1時半からやりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それから、この日は懇親会があるということで、総会のスタートは午後3時からとしたいと思っております。懇親会のご案内は、皆様にお配りしてございます。出欠につきましては、4月14日金曜日までにお配りした紙で提出するか、ファクスでも可でございますが、あるいはタブレットからメール等でお送りいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

この案件につきまして、皆さんのほうから何かありましたら、お出しをお願いいたしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

前段でも申し上げました。4月の定例総会、また皆さんのお顔を拝見しながら、会長に憂さをぶつけていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

松本農業支援センターから情報提供をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、戸谷課長補佐、なかなか忙しい方で、実は異動になって、今日、その引継ぎをやっているというようなことで、戸谷さん、2年間ということでもございましたけれども、言づかってございまして、いろいろとありがとうございましたということでもございました。

資料預かっておりますけれども、多少暖かい日が多くて、進んでいるということで、今後の農作物の管理について注意してくださいということで資料を預かっておりますので、皆さんに配付させていただきました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

もう少しお付き合いをお願いします。

挨拶でも申し上げましたけれども、下限面積の撤廃について、多少その辺の内容がやはり分からないといえますか、いろいろイレギュラーな場面が出ると思います。我々農業委員会の考え方、事務局の方向性等、川村補佐から申し上げますので、お願いします。

川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局、川村です。もうしばらくお付き合いください。

かねてからご説明させていただいております下限面積、各地区によって若干異なるんですが、原則50アールの経営面積がないと、農地の取得ができません。この農地法3条の関係ですが、これが4月1日、いわゆるあさってに改正で、撤廃される予定です。

しかし、全部効率要件等のほかの要件は残ります。許可を得ないで農地を農地以外として使用している場合、全部効率要件に合致しませんので、従来どおり農地の取得はできないと。これは継続するところです。

しかし、例えば農地をお持ちでない方は、その全部効率要件というのは当

然ないわけですし、就農計画さえしっかりすれば、取得ができることが容易になるということになります。

国もそこが目指しているところでして、遊休荒廃地の防止、こういうのを例えば家庭菜園とか趣味の農業みたいなもので、みんなが農地を守っていただければ、冒頭の会長のお話にもありました食糧というところにもつながっていく形となります。

ですので、やはりちっちゃなところ、特に中山間も含めてですけれども、こういうところは皆様のお力を借りて、どんどんとあっせんしていただきたいと考えているところですが、今までも利用権で下限面積がなかったときも、申し上げているところなんですけど、仮に2反歩、3反歩と、それなりの面積をいきなり取得しまうと、2年後に例えば、やっぱり農業に向いてないとなっても、所有権が移っていますので、元には戻せません。ですから、従来どおりの利用権と同様で、ちょっと借りて試してみて、軌道に乗ってから大きな面積を取得していただくほうが良いと思われれます。

少し長くなって恐縮ですが、本市におきましては、今、空き家対策をポイントの1つと挙げております。移住推進課というところで空き家バンクシステムという登録があるのですが、今までも松本市は別段農用地という施策を使いながら、農地のあっせんに繋げてきたところですが、今度下限面積さえ撤廃すれば、例えば東京の人が農地と家屋を相続したとしても、両方一遍に処分できると。そういったメリットもございまして、空き家対策にも付随して農地付き空き家として、農地の遊休荒廃地対策、あるいは新規就農の促進、移住推進者含めた中で生かしていただければと思いますので、この場を借りてですが、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま下限面積の撤廃、いろいろイレギュラーな場面想定できるんですが、現実あると思うんですね。だから、そこはやっぱり窓口は今、川村補佐の言ったように、大面積はすぐオーケーじゃなくて、ある程度やってみてください。もしできたら、幾らでもありますよということと、その辺を加味しながら、やはり地元に戻って、非農家の方も、そういうことで、4月から幾らでも所有権が移るから、私も3反歩欲しいなという人も仮に出てくる可能性もあります。そこで、オーケーだよというような判断はなさらず、ちょっと事務局とコンタクト取りながら、それぞれ、かといって関所、あまり高い関所を持って、やはり言ったようにいろいろあると思いますので、そこはやっぱり法律は法律、現状、それで周りの農家の皆さんに迷惑かけてもいけませんので、その辺もやはりそういう相談あるかと思いますが、委員の皆さん、加味して、リスクもあるぞということを念頭に置きながら対応して、また事務局とコンタクト取りながら、増えるのはいいことだもので、その辺もやはり注意していただきたいと思います。

これについて、何かほかに質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
では、そういうことで、今言いました。これから現場現場、事例事例で、またそれぞれ対応をよろしく申し上げます。
それでは事務局から連絡事項をお願いします。

板花局長補佐 本当に最後のお願いで恐縮ですけれども、もし休んでいる委員の方、お持ちいただけるようであれば、お持ちいただいて、つないでいただきたいと。地区の中でお願いできればと思いますが、よろしく願いいたします。
あと、駐車券の関係も、最後、無料化处理ありますので、また事務局のほうにお持ちしていただきたいと思います。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ほかの皆さんのほうで何か、この際でありますので、何かありましたら、お出しを。
塩原 至委員。

塩原（至）農業委員 今日、タブレットで総会、見てやったんですけれども、結局は1号議案とこの農用地利用集積書のファイルが違うだよね。だで、一々そこまでこういうふうに開けるのが結構手間ですので、何かそこら辺、いい方法があったらやってもらいたいなと思います。

議 長 私も農業会議とかよく言うだよ。こんな不良品のやつで、これでやれなんということはむちゃくちゃだよって言うんだけど、それ止まり。
だで、前段で局長も言ったとおり、ペーパーとタブレット一緒にやります。それで、もしいつかの時点で、またこっちの事務局体制も変わるもんで、落ち着いて、それぞれが納得できることで全面的に切り替えていくという、ですので、また何かあったら、その辺、こんなことでリスクなり手間取っちゃ本末転倒だと。そこはやっぱりご指摘のとおりであります。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。ありがとうございます。
別に邪念はありませんが、皆様のご協力で議事終了しました。
お疲れさまでした。ありがとうございます。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 16番

議事録署名人 18番
